

農業振興地域整備計画変更申出(除外) 事前相談確認書

作成者： 年 月 日提出

相談者は誰ですか？

住 所			
氏 名		連絡先	
相談者との関係	土地所有者本人 ・ 行政書士 ・ その他（ ）		

転用事業者は誰ですか？（ 農地法第4条・第5条 （所有権移転・賃借・使用貸借） ）

住 所			
氏 名		連絡先	
土地所有者との関係			
個人事業主、法人の場合は業種			

除外を要望する土地はどこですか？

土地の所在 (大字・字・地番)	登記面積 (㎡)	除外面積 (㎡)	地 目		土地所有者	耕作状況 (別の耕作者)
			公 簿	現 況		

除外の目的は何ですか？

除外目的は転用事業者が自らが行うものである。 (駐車場などに転用して他人に貸し出すものではない)	☐	違う場合は除外できません。
---	--------------------------	---------------

除外目的の内容は下記の要件のどれに該当しますか？ ☐ 公用・公共用施設又は公益上必要な施設用地 ☐ 地域住民の生活上必要と認められる施設用地 ☐ 農家住宅、農家分家住宅用地 ☐ 林地等への転用用地 ☐ 農業上利用不能地 ☐ 農業施策を計画又は実施するために必要な施設用地 ☐ 市の特認事項 (収用事業により住居の移転、ＵＩターン入居者が地域で定住するための一般住宅・建売住宅) (移住・定住につながる一般住宅、建売住宅、アパート等 ※ただし第1種農地を除く)

1. 必要性の判断	
①具体的な転用計画があり、どうしても除外したい。	☐

1－① 具体的な除外内容と必要性を記載してください。

--

②除外後、直ぐに利用目的に供される緊急性がある。	☐
--------------------------	--------------------------

1－② 除外後直ぐに利用目的に供される緊急性を記載してください。

--

③事業計画面積が過大でなく。必要最低限である。	☐
-------------------------	--------------------------

1－③ 除外面積の規模が妥当である根拠を記載してください。

--

2. 適当性の判断	
① 農地法による農地転用の許可見込みがある。	☐
② 建築基準法の建築確認許可の見込みがある。	☐
③ 開発許可・協議許認可の見込みがある。	☐
④ その他必要な他法令などの許認可の見込みがある。(法)	☐
⑤ 事業計画が一時的の利用なものではない。(一時転用ではない)	☐

3. 代替性の判断 (除外申出地以外の土地について)	
① 農用地以外で利用できる土地を所有していない。	☐
② 農用地以外の土地で3ヶ所以上検討をした。	☐

検討した土地を記載してください。

土地の所在 (大字・字・地番)	登記面積 (㎡)	地 目	代替性の欠如の理由

4. 集団性、連担性の支障の有無判断 (除外申出地又はその周辺の状況)	
① 申出地は集団農地の中にない。	☐
② 申出地は接道要件を満たす道路に接道している。 幅員 m(国道・県道・市道) に接続	☐
③ 申出地は宅地、雑種地などに直接又は用排水路を介して接している。	☐
④ 申出地は集落の中にある。	☐

5. 農地の利用集積にかかわる有無の判断（除外申出地とその周辺状況）	
① 申出地は認定農業者の集積地又は特定農業団体の集積地ではない。	☐
② 申出地、若しくは隣接地が中間管理権の設定がされている農地ではない。	☐
③ 申出地及び周辺の農地が地域計画に位置づけられている農地ではない。	☐

6. 農業施設の機能に支障有無（除外目的、計画などにより）	
① 農業用施設の取り壊しなどが無い。	☐
② 農業施設利用に支障が無い。 （農道、農業用排水施設、ため池など）	☐
③ 通風、日照、雑音、悪臭、汚濁、土砂の流出などの 被害が発生する可能性が無い。	☐
④ 農業用施設所有者・管理者の同意の見込みがある。	☐

7. 土地改良事業の受益地確認（除外申出地について）	
① 受益地である。	☐
② 土地改良事業完了後 8 年経過している。	☐
③ 受益地である場合、給水栓の移設、撤去は可能か。	☐

8. 法定要件以外の要件	
① 農地として 3 条で取得後、3 年未満でない。	☐
② 申請人が農業者年金の受給者（経営移譲年金）ではない。	☐
③ 申出地が交付金対象地ではない。	☐

◎添付資料：位置図、簡易的な利用計画図、その他必要な図面

※事前協議には、時間を要しますので、農用地除外申出書の提出期限
の 1 ヶ月前までにご相談ください。